



介護保険について

介護保険サービスの対象となる方

- ◆65歳以上の方（1号被保険者）。
- ◆40～64歳で健康保険に加入しており、加齢が原因とされる病気（※下記特定疾病）と認定された方（2号被保険者）。

※特定疾病

1.がん【がん末期】、2.関節リウマチ、3.筋萎縮性側索硬化症、4.後縦靭帯骨化症、5.骨折を伴う骨粗鬆症、6.初老期における認知症、7.進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】、8.脊髄小脳変性症、9.脊柱管狭窄症、10.早老症、11.多系統萎縮症、12.糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、13.脳血管疾患、14.閉塞性動脈硬化症、15.慢性閉塞性肺疾患、16.両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

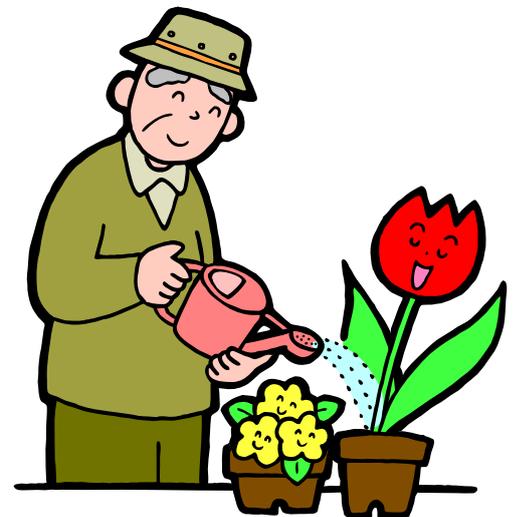
相談窓口

- ◆各市町村の介護保険の窓口や地域包括支援センターにご相談ください。

介護保険サービスの内容

◆居宅サービス

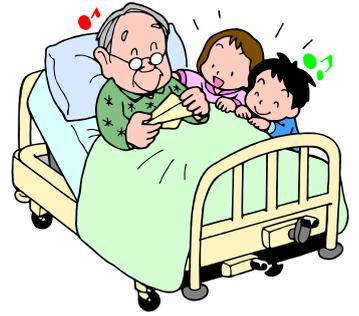
訪問介護（ヘルパー）・訪問看護・訪問入浴・訪問リハビリ・居宅療養管理指導（医師や薬剤師）・通所介護（デイサービス）・通所リハビリ（デイケア）・短期入所生活療養介護（ショートステイ）・福祉用具（ベッド・車椅子等）のレンタル福祉用具貸与・購入費や住宅改修費の支給
認知症対応型通所介護・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者のグループホーム）・小規模多機能居宅介護・特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）・居宅サービス計画の作成（ケアマネジャーへ依頼→この事業のみ無料）





◆施設サービス（要支援と認定された方は利用できません）

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
- 介護療養型医療施設（介護体制の整った医療施設）



サービス利用の負担金

原則として収入に応じて、1～3割を負担します。低所得の方や生活保護を受給されている方には、軽減あるいは免除の制度もあります。

保険料

◆65歳以上：市町村ごとに所得段階に応じて保険料が決められています。納付方法は、年金からの天引き、納付書や口座振替で納めることとなります。

◆40～65歳：国民健康保険に加入している方は、医療保険料に上乗せして納入します。保険料は市町村によって、所得割、世帯人員、資産割額等を導入することで納付額を決めています。

職場の健康保険に加入している方は、所得（標準報酬月額）に応じた保険料を、事業主と折半した額で、給与から天引きされます。

介護認定

認定申請をすると各市町村から派遣された訪問調査員が本人の状態について調査をします。この時に、本人の身体状況だけでなく実際の介護の状態についてできるだけ正確に伝えて、特記事項に記載してもらうことが大切です。

例えば、「歩行は出来るが、目的をもった歩行ではなく、衝動性もあるために常に見守りをしないと危険である」「言語障害はないが、自分の思い込みで話をしてしまうので、周囲とかみ合わずに会話が成り立たない」「記名力障害があり、30分前のことを記憶することが出来ず常に介護者の声かけや誘導がないと生活できない」など…

